

奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯 又は

「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯の方 ～

1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

2. 支給要件

令和6年7月1日(基準日)時点で以下の全ての要件を満たす場合、支給対象となります。

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金 の各支援金の受給資格要件を満たす者であること。
※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。
※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 保護者等の世帯が、「生活保護（生業扶助）受給世帯(専攻科の生徒を除く)」又は保護者等全員が「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」であること。
- 基準日に在学していること。
※高校生等が休学している場合の取扱いについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 高校生等1人につき、支給回数上限に達していないこと。
※各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。
また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。

3. 支給額【年額（高校生等1人あたり）】

区 分		通信制以外	通信制
生活保護（うち生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯		32,300円	32,300円
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 が非課税 である世帯	第1子	122,100円	50,500円
	第2子以降	143,700円	
		専攻科に通う生徒	50,500円

※ 詳細は、「(国公立) 奨学のための給付金 対象者及び支給額等確認シート」をご確認ください。

4. 支給の時期

審査が完了次第、支給となります（概ね2～3ヶ月程度）。

5. 申請方法・提出期日

給付を受けるには、毎年、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付は受けられません。申請方法は保護者等が在住する都道府県によって異なります。詳細は以下までご連絡ください。

支給要件に該当する方は、学校の事務室から申請書等を取得して、必要書類を添付し、提出締切日（令和6年7月5日（必着））までに学校へ提出してください。

※生活保護（生業扶助）受給世帯の場合は、令和6年7月1日以降発行の生活保護受給証明書が必要です。

お問い合わせ先：茨城県立鉾田第二高等学校事務室【0291-33-2171】

奨学のための給付金 Q&A

Q 1 道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税（０円）であることの確認はどのように行われますか？

A 1 令和６年６月～７月に実施する第１次受付分については、「令和６年度 住民税（非）課税証明書等」により確認します。令和６年９月以降に実施する第２次受付分については、高等学校等就学支援金（認定を受ければ授業料が実質無償になる制度）等の手続で提出いただいた「令和６年度 住民税（非）課税証明書等」または「マイナンバー」により確認します。

このため、第２次受付分については、基本的に保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（０円）であることが確認できる書類の提出は不要ですが、後述のQ 2の場合は、証明書の提出が必要になります。

Q 2 母は無職で父の控除対象配偶者であることが、父の課税証明書で確認できる場合、保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（０円）であることが確認できる書類の提出は不要ですか？

A 2 「奨学のための給付金」では、保護者等が父母の場合、父と母両方の「令和６年度 住民税（非）課税証明書等」の添付が必要です。

※ 課税証明書を取得する前に、お住まいの市町村の市町村民税課窓口で課税の有無を確認することができる場合があります。

Q 3 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A 3 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”の課税証明を受けられない方がいる場合は、給付金の支給対象となりません。

Q 4 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A 4 収入にはみなされません。福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。

Q 5 兄（２年生）弟（１年生）がそれぞれ違う国公立高等学校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？給付額はようになりますか？

A 5 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。支給額は、保護者の被扶養者が高校生２人で通信制以外の国公立高等学校等に在学の場合では、２年生は第１子に該当するため１２２，１００円、１年生は第２子以降に該当するため１４３，７００円となり、合計２６５，８００円がこの世帯への給付額になります。
注）私立校の高校生等の場合、給付額が異なります。